

商工会議所の

おりづる 生命共済制度



従業員のみならず、法人の役員や個人事業主、家族専従者のケガ・病気・入院・高度障害・死亡まで保障

入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型
生活習慣病一時金特約付定期保険(団体型)



桑名商工会議所独自の給付制度
(見舞金・祝金制度)

5つの特徴

その1	業務上・業務外を問わず 24時間保障
その2	1年更新で 医師の診査なし
その3	毎年の収支を計算し、 剰余金があれば 配当金 も
その4	独自の給付制度 見舞金・祝金 が充実
その5	当所で主催の 生活習慣病 予防健診の割引 あり

【Aコースの場合】15歳～60歳までの方は月額掛金 **1,480円**

定期保障(団体型)の給付内容		
死亡	不慮の事故により死亡したとき <死亡保険金+災害保険金>	500万円
	上記以外の事由により死亡したとき <死亡保険金>	100万円
高度障害	不慮の事故により高度障害状態になったとき <高度障害保険金+災害高度障害保険金>	500万円
	傷害または疾病により高度障害状態になったとき <高度障害保険金>	100万円
入院・治療	不慮の事故により1日以上入院 (同一事故による入院は、更新前の入院日数を含み、通算60日限度) <入院給付金>	日額 4,000円
	ガンで1日以上入院(1年に1回限度) <ガン入院一時金>	日帰り 入院から 保障 4万円
	6大生活習慣病で1日以上入院 (1年に1回限度) <6大生活習慣病入院一時金>	2万円
	ガンの治療を直接の目的とした先進医療による療養 を受けたとき <ガン先進医療一時金>	10万円

桑名商工会議所独自の給付制度の内容

病気入院見舞金(5日以上、20日限度)	日額 1,000円
事故通院見舞金(5日以上、20日限度)	日額 1,000円
結婚祝金	10,000円
古希継続祝金	10,000円
満了記念祝金	10,000円



記載の内容は生命共済制度の内容の一部を記載したものです。ご加入にあたってはパンフレット、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。

- 新規加入、更新継続は75歳6ヶ月までできます。
- 年齢・保障内容により掛金額が変わります。
- 生命共済の各種手続き・ご相談等、ご連絡いただければ、ご説明にお伺いいたします。
- 結婚祝金は加入1年以上、古希継続祝金・満了記念祝金は加入3年以上の方が対象です。

お問合せ先

桑名商工会議所 TEL:0594-22-5155

<商工会議所共済・福祉制度 引受保険会社> アクサ生命保険株式会社 桑名営業所 TEL:0594-21-8077

詳しい資料やご説明を希望される方はお電話またはFAX、メールでお申し込みください。資料請求の方は下記に必要事項をご記入のうえFAXかメールをお送りください。

桑名商工会議所 共済係行き FAX:0594-21-5156 メール: so-mu@kuwanacci.or.jp

おりづる生命共済 資料請求シート

記入日	年 月 日	※当所記入欄: 受付日 月 日 担当:	
事業所名	ふりがな	代表者名	ふりがな
	TEL		ご担当者名
連絡先	メール		
請求区分 ○印	①とりあえず資料が欲しい ②どのようなものか説明を聞きたい ③加入を検討したい ④その他 ()		

商工会議所の

特定退職金共済制度

従業員の定着率向上につながります！将来支払う退職金を計画的に準備できます。

月額掛金 1口**1,000**円から (上限：30口 30,000円)

・ 4つの特徴

その1	月々の掛金払込により、 計画的にご準備いただけます ※1口1,000円～30口30,000円まで（1,000円単位で設定していただけます）
その2	掛金は法人では、 全額損金に算入 個人事業主では、 全額必要経費に算入
その3	国の制度（中小企業退職金共済制度：中退金）との 重複加入も認められています
その4	退職一時金は、 退職所得控除の対象



ご加入にあたってはパンフレット、重要事項説明書を必ずご覧ください。

〈ご加入にあたって特にご注意いただきたい事項〉

1. 全従業員の加入が必要です。
2. 他の「特定退職金共済制度」との重複加入はできません。
3. 掛金として払い込まれた金額(運用益含む)は、事業主に対してはいかなる理由があっても返還されません。
4. 給付金は事業主にはお支払いしません。
→給付金は、「加入従業員指定の口座」に振り込んで支払います。
5. 給付金額は将来変更されることがあります。
→納付いただいた掛金から制度運営に必要な事務経費を差し引いて積立てられ、所定の予定利率により運用されます。
6. 給付金額が払込掛金の累計を下回る場合があります。
7. 次の事項に該当する場合、共済契約者と締結した契約の全部または一部を解除することがあります。
 - (1) 共済契約者(加入事業所)が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
 - (2) 被共済者(加入事業所の従業員)が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
 - (3) その他、特定退職金共済規程に定める解除事由に該当したとき

※ご加入にあたってはパンフレット、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。
※特定退職金共済の各種手続き・ご相談等、ご連絡いただければ、ご説明にお伺いいたします。

桑名商工会議所 TEL:0594-22-5155

〈商工会議所共済・福祉制度 引受保険会社〉 **アクサ生命保険株式会社 桑名営業所** TEL : 0594-21-8077

詳しい資料やご説明を希望される方はお電話またはFAX、メールでお申し込みください。資料請求の方は下記に必要事項をご記入のうえFAXかメールをお送りください。

桑名商工会議所 共済係行き FAX:0594-21-5156 メール : so-mu@kuwanacci.or.jp

特定退職金共済 資料請求シート

記入日	年 月 日	※当所記入欄：受付日 月 日 担当：	
事業所名	ふりがな	代表者名	ふりがな
連絡先	TEL	ご担当者名	
TEL/メール	TEL	メール	
請求区分 ○印	①とりあえず資料が欲しい ②どのようなものか説明を聞きたい ③加入を検討したい ④その他 ()		